

始良中央地区合併協議会

第21回会議



全国からの参加者でにぎわう「竜馬ハネムーンウォークin霧島」



菜の花が咲く「霧島温泉駅」を走る列車

平成16年3月25日(木) 午後1時30分
国分シビックセンター多目的ホール

第21回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成16年3月25日（木）午後1時30分から

場所 国分シビックセンター多目的ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 諸般の報告

4 議 事

（継続協議事項）

(1) 協議第49号 町名・字名の取扱いについて（協定項目19）…………… 第19回資料

(2) 協議第14号-2 新市まちづくり計画について（協定項目6）…………… P3

（前回提案された事項）

(3) 協議第51号 学校教育事業の取扱いについて（協定項目25-20）…………… 第20回資料

5 次回の協議事項について

（提案説明）

(1) 協議第52号 社会教育事業の取扱いについて（協定項目25-22）…………… P5

(2) 協議第53号 第三セクター等関係事業【第三セクター】の取扱いについて
（協定項目25-25-①）…………… P17

(3) 協議第54号 その他事業【企画関係事業】の取扱いについて（協定項目25-27-②）…………… P29

6 その他

- ・平成16年度事務事業一元化等作業スケジュールについて
- ・次回の会議日程等について

7 閉 会

諸 般 の 報 告（協議会の行事や事務局の動き） 第 21 回協議会

期 日	内 容	備 考
3 月 11 日（木）	第 20 回協議会 13：30 多目的ホール 第 14 回議会議員の定数及び任期検討小委員会 10：00 多目的ホール 選挙分科会 9：30 牧園町 公営企業等専門部会 10：00 隼人町 教育専門部会 9：30 溝辺町	総務班 調整班
3 月 12 日（金）	電算業務リーダーヒアリング 10：00 国分市 分科会長会 14：00 国分市	調整班
3 月 16 日（火）	総務分科会 13：30 国分市	調整班
3 月 18 日（木）	第 21 回幹事会 13：30 多目的ホール 第 13 回まちづくりプロジェクト会議（企画） 11：00 国分市 消防防災分科会 9：00 国分市	総務班 計画班 調整班
3 月 23 日（火）	住民専門部会（環境・一組関係） 13：30 国分市 消防団長会 17：00 国分市	調整班
3 月 24 日（水）	総務分科会 9：30 国分市 総務専門部会 13：30 国分市	調整班
3 月 25 日（木）	第 21 回協議会 13：30 多目的ホール 第 15 回議会議員の定数及び任期検討小委員会 10：00 多目的ホール 人事分科会 9：30 国分市	総務班 調整班

<今後の予定>

3 月 29 日（月）	事務局長等会議 10：00 県庁 総務省説明会 13：30 県庁	総務班
3 月 30 日（火）	行政委員会等専門部会 13：30 国分市	調整班
4 月 2 日（金）	第 22 回幹事会 13：30 多目的ホール	総務班

新市まちづくり計画について（協定項目 6）

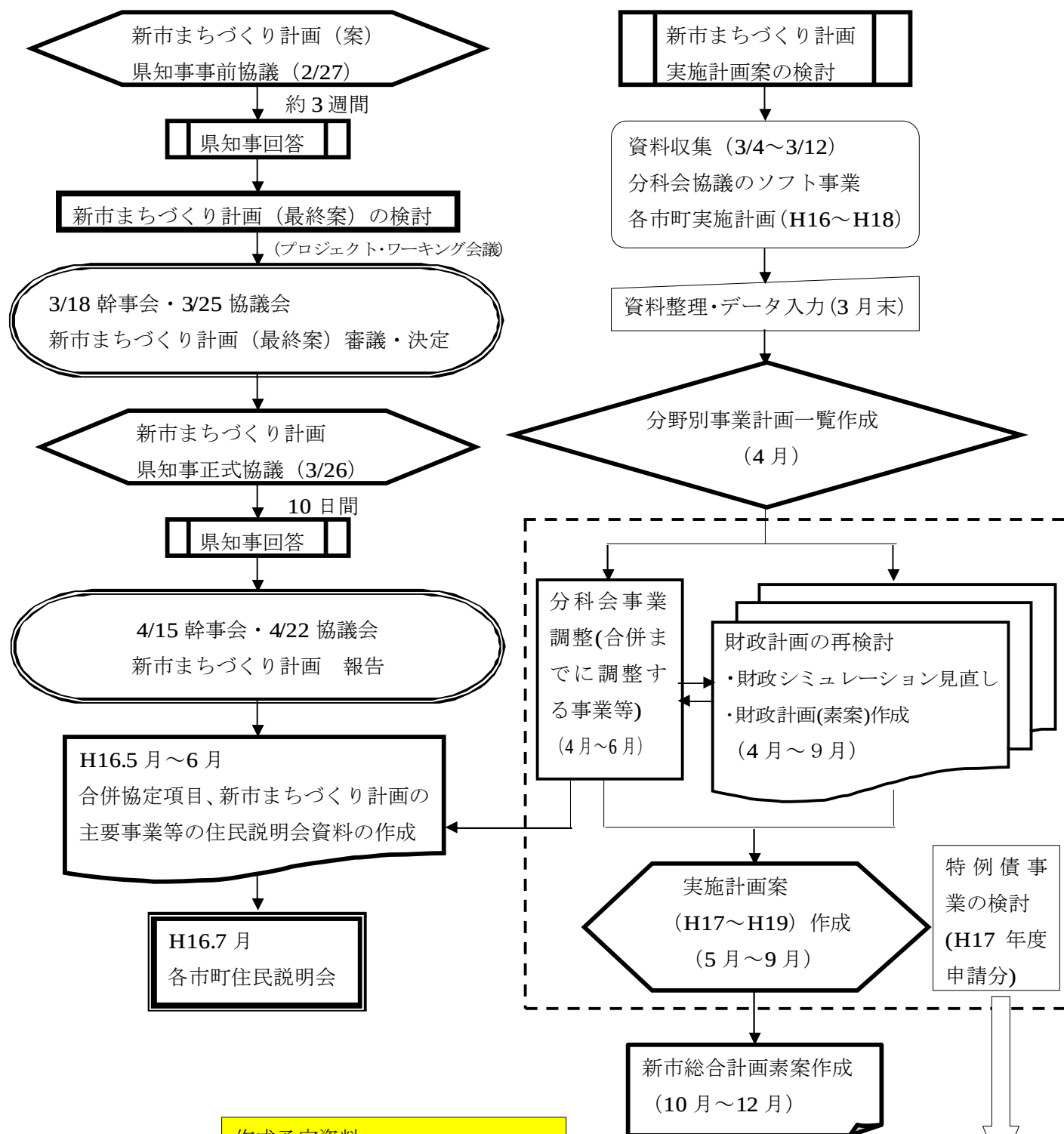
新市まちづくり計画を次のとおり定めることについて協議を求める。

新市まちづくり計画は、別添「新市まちづくり計画」に定めるとおりとする。

平成 1 6 年 3 月 2 5 日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴 丸 明 人

新市まちづくり計画最終案及び実施計画案作成のスケジュール



作成予定資料

- ・キッズ情報 (3月)
- ・住民説明会資料 (6月)
- ・合併協定書 (8月)
- ・新市まちづくり実施計画 (9月)
- ・総合計画素案 (12月)
- ・合併までの経緯 (H17年)

合併特例債の申請時期

	第1次分	第2次分
事業計画提出	6月下旬	12月中旬
総務省ヒア	7月中旬	1月上旬
枠配分	9月下旬	3月中旬

社会教育事業の取扱いについて(協定項目25-22)

社会教育事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 新市に旧市町ごとに拠点公民館（旧中央公民館等）を置く。また、社会教育法に基づく公民館事業を実施している公民館は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
なお、使用料、休館日、使用時間等は合併までに調整する。
- 2 社会教育関連施設は現行のとおり新市に引き継ぐ。
なお、使用料、休館日、使用時間等は合併までに調整する。
- 3 社会体育施設は現行のとおり新市に引き継ぐ。
なお、使用料、休館（園・場）日、使用時間等は合併までに調整する。
- 4 成人式は、旧市町ごとに現行のとおり開催する。エリアの問題や開催日の統一などは、新市において検討する。
- 5 運動会は、現行のとおり旧市町ごとの形態で新市に引き継ぐ。なお、新市運動会の開催は、新市において住民の意向を踏まえ検討する。
- 6 文化祭は、旧市町ごとにそれぞれ開催する。なお、新市文化祭の開催は、文化協会や住民の意向を踏まえ新市において検討する。
- 7 指定文化財は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 8 人権同和教育は、現行のとおり新市に引き継ぎ、具体的方策、事業内容等は合併までに調整する。
- 9 市民運動は、新市において国分市の例を参考に全庁体制で推進組織を整備し、新市全域への運動の広がりを目指す。
- 10 新市に社会教育委員をおく。人数、選出方法は合併までに調整する。
- 11 新市に各拠点公民館（現在の各市町の中央公民館）ごとに公民館運営審議会をおく。それぞれの人数、選出方法は合併までに調整する。
- 12 新市に文化財保護審議会をおく。人数、選出方法は合併までに調整する。
- 13 体育指導委員は、平成18年度まで現行のとおりの定数とし、平成19年度以降は新市において検討する。
- 14 市（町）外から参加者のあるスポーツイベントで、内容、開催時期が類似しているものは、合併までに調整する。
その他スポーツ行事は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

平成16年 4月 8日 提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

始良中央地区合併協議会の調整内容

協議事項	25-22 社会教育事業	関係項目	社会教育、社会体育施設（類似施設含む）
調整の内容	1 新市に旧市町ごとに拠点公民館（旧中央公民館等）を置く。また、社会教育法に基づく公民館事業を実施している公民館は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、使用料、休館日、使用時間等は合併までに調整する。		

各市町の現況								
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	
条 例 公 民 館 等	名 称	市立公民館	中央公民館	中央公民館	町公民館	中央公民館	町立公民館	中央公民館
			崎森地区公民館			永水地域公民館	小浜地区公民館	福山地区公民館
						田口地域公民館	小野地区公民館	
							富隈地区公民館	
							宮内地区公民館	
							姫城地区公民館	
							日当山地区公民館	
							松永地区公民館	
条 例 公 民 館 等							中福良地区公民館	
	職 員 配 置 等	【市立公民館】 館長－生涯学習課長兼務 副館長－1人 嘱託職員 2人 通常は職員が常駐 夜間、休日等は支援公社嘱託職員委託	【中央公民館】 館長－生涯学習課長兼務 主事－1人（兼務） 通常は職員が常駐 夜間、休日等はガードマン委託 【地区公民館】 職員配置なし	【中央公民館】 館長－社会教育課長兼務 主事－1人（兼務） 通常は職員が常駐 夜間、休日等はガードマン委託	【町公民館】 館長－社会教育課長兼務 主事－1人（兼務） （建物はないが、事業は実施している。） 【校区公民館】 （条例公民館ではない。） 高千穂校区公民館、万勝校区公民館、三体校区公民館、中津川校区公民館、持松校区公民館、牧園校区公民館 臨時職員 高千穂校区公民館 3人	【中央公民館】 館長－社会教育課長兼務 主事－1人（兼務） 通常は職員が常駐 社会教育指導員 1人 夜間管理指導員 1人 （週3日） 夜間、休日は警備会社委託 【地域公民館】 職員配置なし	【町立公民館】 館長－生涯学習課長兼務 通常は職員が常駐 夜間は委託管理人 休日は原則休館（必要な場合は職員対応） 【地区公民館】 館長－地区公民会長が兼務 主事－非常勤職員 通常は公民館主事（非常勤）が常駐、休日は管理補助員常駐	【中央公民館】 館長－社会教育課長兼務 主事－1人（兼務） 通常は委託職員が常駐 夜間、休日は警備会社委託 【地区公民館】 職員配置なし（小学校司書補と兼務）
	文 化 ホ ー ル 等	名 称	市民会館	みそめ館	中央公民館大ホール	該当なし	該当なし	農村環境改善センター
		職 員 配 置 等	通常は職員が常駐 夜間、休日等は支援公社嘱託職員委託	通常は職員が常駐 夜間、休日等はガードマン委託	通常は職員が常駐 夜間、休日等はガードマン委託			通常は非常勤職員が常駐 夜間は委託管理人 休日等は利用がある場合のみ委託管理人
	図 書 館 等	名 称	市立図書館	中央公民館図書室	郷土館図書室	高千穂校区公民館図書室	中央公民館図書室	町立図書館
		職 員 配 置 等	職 員 5人 臨時職員 1人 公社職員 6人（内2人臨時） 夜間、休日等は支援公社嘱託職員委託	臨時職員 1人	臨時職員 1人	臨時職員 3人 校区公民館と兼務	嘱託職員 1人 中央公民館と兼務	館長、係長は（生涯学習課長、係長兼任） 職員2名（専任） 社会教育指導員1人 臨時職員 5人
								中央公民館図書室 福山地区公民館図書室
								【中央公民館図書室】 委託職員 1人 中央公民館と兼務 【地区公民館図書室】 職員配置なし（小学校司書補と兼務）

始良中央地区合併協議会の調整内容

協議事項	25-22 社会教育事業	関係項目	社会教育、社会体育施設（類似施設含む）
調整の内容	2. 社会教育関連施設は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、使用料、休館日、使用時間等は合併までに調整する。		

各市町の現況								
		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
視聴覚関係	名 称	国分市立視聴覚センター	始良地区視聴覚教育協議会へ事務委託	始良地区視聴覚教育協議会へ事務委託	始良地区視聴覚教育協議会へ事務委託	始良地区視聴覚教育協議会へ事務委託	始良地区視聴覚教育協議会へ事務委託	始良地区視聴覚教育協議会へ事務委託
	職員配置等	所長は図書館長兼務 指導主事 1人 職員 1人						
歴史民俗資料館	名 称	郷土館	中央公民館歴史民俗資料室	郷土館	該当なし 牧園中の空き教室等に考古資料等を	歴史民俗資料館	歴史民俗資料館 隼人塚史跡館	該当なし 旧県立福山高校の武道館に考古資料等を
	管理方法等	館長は生涯学習課長兼務 嘱託専門員1人を配置	資料等は鍵付きの保管ケースに収納し、管理している。 公民館職員で管	館長は社会教育課長兼務		館長は社会教育課長兼務	館長は生涯学習課長兼務 文化財専門指導員（非常勤）それぞれ1人を配置	
その他類似施設	名 称	いきいき国分交流センター	コミュニティセンター		青少年の家		地区共同利用施設	各地区コミュニティセンター
	目 的	市民の健康増進を基本とした心と体の健康づくりをはじめ、スポーツ、レクリエーションを通して、市内外の各地域や世代間の交流を促進すると共に、集団宿泊体験研修や生涯学習の増進を図る。	町民の福祉増進と文化教養の向上を図るため設置する。		青少年の健全育成と自主活動の促進、資質の向上を図る。		町民の生涯学習及び生涯スポーツの展開に資するとともに、地域住民のふれあい、交流及び学習の場として設置する。	各地区の生涯学習・生涯スポーツの拠点として配置する。
	名 称 目 的	青少年補導センター 少年の補導に関係のある機関及び団体との密接な連携のもとに、市内における非行化のおそれのある青少年を早期に発見し、健全な育成を図る。	青少年の家 青少年の学習・交流の場として設置。				サン・あもり 町民の生涯学習及び生涯スポーツの展開に資するとともに、町政発展のため必要な各種会合、行事等に利用するために設置する。	生活改善センター 比曽木野地区の生涯学習・生涯スポーツの拠点として配置する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

協議事項	25-22 社会教育事業	関係項目	社会教育、社会体育施設（類似施設含む）
調整の内容	3.社会体育施設は現行のとお市新市に引き継ぐ。 なお、使用料、休館（園・場）日、使用時間等は合併までに調整する。		

各市町の現況								
		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
運動公園等	名 称	総合運動公園	総合運動場	総合運動場	多目的グラウンド	総合運動場	町営運動場	牧之原運動公園
		海浜公園			町民運動場		日当山中学校運動場照明施設	磯脇運動公園
		北公園					隼人中学校運動照明施設	
		南公園					富隈小学校運動照明施設	
	使用 手続き等	・使用時間 午前8時30分から午後10時 ・休場日 毎月第1月曜日 年末年始（12月29 日から翌年1月3日まで） ・使用手続き 申請書を教育委員会へ提出（使用5日前までに）	・使用時間 午前8時30分から午後10時 ・休場日 定めていない。 ・使用手続き 申請書を町長へ提出	・使用時間 午前8時30分から午後10時 ・休場日 火曜日（その日が祝日の場合は翌日） 年末年始（12月28 日から翌年1月4日まで） ・使用手続き 申請書を教育委員会へ提出（使用10日前までに）	・使用時間 午前8時30分から午後10時 ・休場日 毎月第1月曜日 年末年始（12月29 日から翌年1月3日まで） ・使用手続き 申請書を教育委員会へ提出（使用7日前までに）	・使用時間 午前8時30分から午後10時 ・休場日 定めていない。 年末年始（12月29 日から翌年1月3日まで） ・使用手続き 申請書を教育委員会へ提出（使用2日前までに）	・使用時間 午前8時30分から午後10時 ・休場日 毎月第1月曜日 年末年始（12月29 日から翌年1月3日まで） ・使用手続き 申請書を教育委員会へ提出（使用3日前までに）	・使用時間 午後10時まで ・休場日 特になし ・使用手続き 申請書を教育委員会へ提出
体育館等	名 称	総合体育館	総合体育館	総合体育館	総合体育館	該当なし	町営体育館	町営体育館
		児童体育館						まきばドーム
	使用 手続き等	・使用時間 午前8時30分から午後10時 （児童体育館午前10時～午後6時） ・休場日 毎月第1月曜日（児童体育館 火曜日） 年末年始（12月29日～1月3日） ・使用手続き 申請書を教育委員会へ提出（使用5日前までに）	・使用時間 午前8時30分から午後10時 ・休場日 定めていない。 ・使用手続き 申請書を町長へ提出（使用日の前日までに）	・使用時間 午前8時30分から午後10時 ・休場日 火曜日（その日が祝日の場合は翌日） 年末年始（12月28 日から翌年1月4日まで） ・使用手続き 申請書を教育委員会へ提出（使用10日前までに）	・使用時間 午前8時30分から午後10時 ・休場日 毎月第1月曜日 年末年始（12月29 日から翌年1月3日まで） ・使用手続き 申請書を教育委員会へ提出（使用7日前までに）		・使用時間 午前8時30分から午後10時 ・休場日 毎月第1月曜日 年末年始（12月29 日から翌年1月3日まで） ・使用手続き 申請書を教育委員会へ提出（使用3日前までに）	【体育館】 ・使用時間 午前8時30分から午後10時 ・休場日 特になし ・使用手続き 申請書を教育委員会へ提出 【まきばドーム】 ・使用時間 午前9時から午後5時 ・休場日（12/28～1/3） ・使用手続き 申請書をふくふく振興課へ提出
	名 称	市民プール	該当なし	町民温水プール	B&G海洋センター	該当なし	該当なし	福山プール
	使用 手続き等	・使用時間 午前10時～午後9時 50mプール 午前10時～午後7時 溪流くんだり、温泉センター 午前10時～午後6時 ・休場日 毎月第1月曜日（その日が祝日の場合は翌日） 年末年始（12月29日～1月3日） 50mプール（10月1日～5月31日） 溪流くんだり（9月1日～7月19日） ・使用手続き 申請書を教育委員会へ提出（使用10日前までに）		・使用時間 午前10時から午後9時 ・休場日 火曜日（その日が祝日の場合は翌日） 年末年始（12月28 日から翌年1月4日まで） ・使用手続き 申請書を教育委員会へ提出	・使用時間 午前9時から午後9時 ・休場日 月曜日（その日が祝日の場合は翌日） 年末年始（12月28 日から翌年1月5日まで） 10月1日～5月31日 （開場は6/1～9/30） ・使用手続き 申請書を教育委員会へ提出		平成16年度から鹿児島県隼人温水プールが町に移譲される予定	第2牧之原プール ・使用時間 午前9時から午後5時 ・休場日 9月16日～翌年6月14日 （開場は6/15～9/15） ・使用手続き 申請書を教育委員会へ提出
その他	名 称	弓道場	弓道場			弓道場	弓道場	各地区体育館5箇所
		武道館	多目的交流施設			緑の村	武道場	
							相撲道場	

始良中央地区合併協議会の調整内容

協議事項	25-22 社会教育事業	関係項目	社会教育、社会体育関係主要行事
調整の内容	4. 成人式は、旧市町ごとに現行のとおり開催する。エリアの問題や開催日の統一などは、新市において検討する。 5. 運動会は、現行のとおり旧市町ごとの形態で新市に引き継ぐ。なお、新市運動会の開催は、新市において住民の意向を踏まえ検討する。 6. 文化祭は、旧市町ごとにそれぞれ開催する。なお、新市文化祭の開催は、文化協会や住民の意向を踏まえ新市において検討する。		

各市町の現況								
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	
成人式	実施日	1月第2月曜日	1月3日	1月3日	1月3日	1月5日	1月5日	1月5日
	主催	市、市教育委員会	町、町教育委員会	町、町教育委員会	町、町教育委員会	町、町教育委員会	町、町教育委員会	町、町教育委員会
	実施内容	式典のみ	式典のみ	式典 新成人の中学時代の	式典のみ	式典のみ	式典のみ	成人式 式典終了後 立食パーティー
	会場	市民会館	みそめ館	中央公民館	役場町民ホール	中央公民館	農村環境改善センター	中央公民館
	予算等	300円／人の予算で 記念品を配布 選挙管理委員会より 助成2万円（記念品代）	1,155円／人の予算 で記念品を配布 成人式名簿印刷代 63,000円	記念品 1,900円×約85人 消耗品費 10,000円 印刷製本費 10,000円	2,100円／人の予算 で記念品を配布	記念品は集合写真 72,000円 記念樹標柱 5,250円 その他の経費 30,000円	750円／人の予算で 記念品を配布	新成人から参加費を 2,000円徴収 620円／人の予算で記 念品を配布 消耗品費 10,000円 食糧費 40,000円 通信運搬費24,000円
運動会	実施日	10月体育の日前日曜日	各自治公民館ごとに開催	各集落ごとに開催	各集落ごとに開催	10月第4日曜日	10月第2日曜日	各地区公民館ごとに開催
	主催	市				町 町体育協会 町生涯学習推進会	町 町教育委員会	
	実施内容	25地区公民館対抗 A BCブロック別				地区対抗種目4種目の他、小学校 対抗や少年団対抗リレーなど全2 3種目を実施。全ての年齢層が出 場できる内容で実施。	8地区対抗リレー他	
	会場	国分運動公園陸上競技場				霧島町総合運動場	町営運動場	
	経費	4,500,000				730,000	1,470,000	
文化祭	実施日	11月（2日間）	11月3日 文化の日	11月3日 文化の日	10月末の土・日曜日	毎年文化の日を中心に 2日間	11月第1土曜日 日曜日の2日間	11月（1日間）
	名称	文化祭	ふるさと祭	文化祭 生涯学習推進大会	町民祭 生涯学習推進大会	文化祭	文化祭	ふくふくランドふる さとまつり
	主催	市文化協会 市教育委員会	ふるさと祭り運営 委員会	町文化協会	町、町教育委員会 町生涯学習推進会	町文化協会	町文化祭実行委員	ふくふくランドフェ スタ実行委員会
	実施内容	毎年11月上旬に 2日間に渡り開 催。舞踊・詩吟・ 合唱・三味線・太 鼓等の芸能部門の 発表、絵画・書 道・手工芸品・お もと等の展示発表	生涯学習講座生、 文化協会加盟団 体、町内小中学校 の活動の発表、体 験発表、式典、各 種表彰、作品展示	生涯学習講座の学 習成果発表、小・ 中学生の作品展 示、青少年の船・ ふるさと学寮・海 外青年派遣事業の 体験発表等	公民館講座・文化協 会及び各小・中学 校、サークル活動等 の舞台発表、作品展 示 特産品、生活環境、 健康づくりコー ナー、姉妹町等の出 店	活動の発表、作品の 発表等	開会行事 展示発表 文化公演 舞台発表（舞踊 等） 展示発表	芸能発表・作品展 示・子どもフェス タ・健康広場・農産 物加工品即売コー ナー・バザー等
	会場	市民会館 シビックセンター	みそめ館 体育館	中央公民館	みやまの森運動公 園	中央公民館	農村環境改善セン ター	活性化センター まきばドーム

協議事項	25-22 社会教育事業	関係項目	文化財、人権同和教育、市民（町民）運動
調整の内容	7. 指定文化財は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 8. 人権同和教育は、現行のとおり新市に引き継ぎ、具体的方策、事業内容等は合併までに調整する。 9. 市民運動は、新市において国分市の例を参考に全庁体制で推進組織を整備し、新市全域への運動の広がりを目指す。		

各市町の現況							
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
指定文化財	【国指定文化財】 史跡 2件 重要文化財 1件 【県指定文化財】 天然記念物 1件 【市指定文化財】 史跡 5件 有形文化財考古資料 2件 天然記念物 5件 有形文化財古文書 2件 民俗文化財 1件	【町指定文化財】 史跡 1件 天然記念物 1件 有形民俗文化財 2件 有形文化財 1件 記念物 3件	【県指定文化財】 史跡 1件 【町指定文化財】 史跡 10件 有形文化財 2件 有形民俗文化財 6件	【国指定文化財】 天然記念物 1件 【町指定文化財】 記念物 2件 有形民俗文化財 6件 無形民俗文化財 2件 天然記念物 1件	【国指定文化財】 有形文化財 1件 【県指定文化財】 無形民俗文化財 1件 【町指定文化財】 天然記念物 1件 有形文化財 1件 無形文化財 2件 彫刻 1件 古文書 1件	【国指定文化財】 有形文化財 2件 記念物 1件 【県指定文化財】 有形民俗文化財 1件 有形文化財 3件 【町指定文化財】 記念物 12件 無形民俗文化財 2件 有形文化財 3件	【県指定文化財】 天然記念物 1件 【町指定文化財】 記念物 6件 有形文化財 2件 史跡 1件
人権同和教育	・広報誌による人権啓発活動 ・人権問題を考える記事をシリーズ風に掲載 ・人権教育に関する学習機会の提供 ・家庭教育学級での学習	・広報誌による人権啓発活動 ・人権問題を考える記事をシリーズ風に掲載 ・人権同和教育講演会町PTA連絡協議会との共催で年1回開催 ・人権教育に関する学習機会の提供 ・家庭教育学級での学習	・広報誌による人権啓発活動 ・人権問題を考える記事をシリーズ風に掲載 ・人権教育に関する学習機会の提供 ・家庭教育学級での学習	・人権同和教育講演会町PTA連絡協議会との共催で年1回開催	・広報誌による人権啓発活動 ・人権問題を考える記事をシリーズ風に掲載 ・人権同和教育講演会町PTA連絡協議会との共催で年1回開催	・人権教育啓発活動促進事業を実施 【内容等】 人権教育に関する学習機会の提供、講演会、出前講座、人権セミナー、啓発用パンフレット、地域住民の参加交流を促進する事業、・同和教育啓発推進協議会、人権コンサート 【補助額】 800千円（1/2補助）	・広報誌による人権啓発活動 ・人権同和教育講演会町PTA連絡協議会との共催で年1回開催 ・人権教育に関する学習機会の提供 ・家庭教育学級での学習
市民（町民）運動	市民運動として「道義高揚運動」を推進中 【具体的事業】 ・善行表彰 ・姉妹都市交流 ・あいさつ運動 ・美化活動 ・ボランティア活動 ・市民憲章の具現化 ・市花の普及	町民運動とは異なるが、町民総ぐるみの活動として、美化活動を行っている。	【具体的事業】 あいさつ運動 美化活動推進運動 ボランティア推進運動	【具体的事業】 ふるさと美化活動 国道沿線清掃作業 花壇コンクール（学校、各種団体対象） あいさつ運動	【具体的事業】 あいさつ声かけ運動 国旗掲揚運動	【具体的事業】 人権のまちづくり運動推進 青少年育成の日活動推進 ふるさと美化活動の推進 ふるさと花いっぱい運動の推進 コミュニティづくり推進運動	「ふるさとおこし町民運動推進協議会」が中心 【具体的事業】 ・各子ども会、老人クラブを対象とした花だんコンクール/ふるさと標語募集

始良中央地区合併協議会の調整内容

協議事項	25-22 社会教育事業	関係項目	各種委員等
調整の内容	10. 新市に社会教育委員をおく。人数、選出方法は合併までに調整する。 11. 新市に各拠点公民館（現在の各市町の中央公民館等）ごとに公民館運営審議会をおく。それぞれの人数、選出方法は合併までに調整する。 12. 新市に文化財保護審議会をおく。人数、選出方法は合併までに調整する。 13. 体育指導委員は、平成18年度まで現行のとりの定数とし、平成19年度以降は新市において検討する。		

各市町の現況							
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
社会教育委員	国分市社会教育委員	溝辺町社会教育委員	横川町社会教育委員	牧園町社会教育委員	霧島町社会教育委員	隼人町社会教育委員	福山町社会教育委員
構 成	管内学校長 若干名 団体機関代表 若干名 学識経験者 若干名	学校教育及び社会教育の 関係者並びに学識経験者 の中から、教育委員会が 委嘱 公民館運営審議会委員を 兼ねる	管内学校長若干名 団体機関代表若干名 学識経験者若干名 公民館運営審議会委員を 充てる	小学校長代表 中学校長 高等学校長 団体機関代表若干名 学識経験者若干名	町内小中学校長 代表 若干名 社会教育関係団体 代表 若干名 生涯学習実践者 若干名 学識経験者 若干名 青少年健全育成 実践者 若干名	学校長代表 若干名 社会教育関係団体 代表 若干名 生涯学習実践者 若干名 学識経験者 若干名 公民館運営審議会委員を 兼ねる	学校教育及び社会教育の 関係者並びに学識経験者 の中から、教育委員会が 委嘱 公民館運営審議会委員を 兼ねる
委 員 数	15名	10名	12名以内	15名以内	20名以内	20名以内	10名
任 期	2年	2年	2年	2年	2年	2年	2年
公民館運営 審議会委員	該当なし	溝辺町公民館 運営審議会委員	横川町公民館 運営審議会委員	該当なし	霧島町公民館 運営審議会委員	隼人町公民館 運営審議会委員	福山町公民館 運営審議会委員
構 成		社会教育委員に同じ	社会教育委員に同 じ		学校教育及び社会教育の 関係者並びに識見を有する ものの中から、教育委員会 が委嘱	社会教育委員に同じ	社会教育委員に同 じ
委 員 数					20名以内		
任 期					2年		
文化財保護 審議会委員	国分市文化財 保護審議会委員	溝辺町文化財 保護審議会委員	横川町文化財 保護審議会委員	牧園町文化財 保護審議会委員	霧島町文化財 保護審議会委員	隼人町文化財 保護審議会委員	福山町文化財 保護審議会委員
目 的	教育委員会の諮問に 応じて文化財の保存 及び活用に関する重 要事項について調 査、審議、教育委員 会に建議	文化財の保存及び活用 を適正に行うため、溝 辺町教育委員会の諮問 に応じて文化財の保存 及び活用に関する重要 事項について調査審議 し、教育委員会に建議	教育委員会の諮問に 応じて文化財の保存 及び活用に関する重 要事項について調 査、審議し、教育委 員会に建議	町内にある文化財につ き、牧園町教育委員 会の諮問に応じ、調 査やその保存及び活 用などの重要事項を 調査審議し、教育 委員会に申し入れ	町内にある文化財につ いて霧島町教育委員 会の諮問に応じ、調 査やその保存及び活 用などの重要事項を 調査審議し、これ らの事項につき、教 育委員会に申し入れ	教育委員会の諮問に 応じて文化財の保存 及び活用に関する重 要事項について調査 審議し、及びこれら の事項に関して教育 委員会に建議する。	町内にある文化財につ き、福山町教育委員 会の諮問に応じ文化 財の保存及び活用 に関する重要事項につ いて調査審議し、これ らの事項に関して教 育委員会に建議
委 員 数	10人以上	5名以内	5名以内	10名以内	10名以内	10名以内	7名以内
任 期	2年	2年	2年	2年	2年	2年	2年
体育指導委員	国分市体育指導委員	溝辺町体育指導委員	横川町体育指導委員	牧園町体育指導委員	霧島町体育指導委員	隼人町体育指導委員	福山町体育指導委員
目 的	スポーツの振興を図 るために、住民に対 しスポーツの紹介、 実技の指導やその他 のスポーツに関する 指導・助言	スポーツの振興を図 るために、スポーツ の知識及び実技の指 導等や各機関の行 事・事業の協力	スポーツの振興と 住民のスポーツ活 動の促進や、団体 の組織への育成及 び指導助言	スポーツの振興と 住民のスポーツ活 動の促進や、団体 の組織への育成及 び指導助言	スポーツ振興と住 民のスポーツ活動 の促進や、団体組 織への育成及び指 導助言	スポーツ振興に期 するため、スポー ツの指導、組織の 育成、団体活動に 協力	スポーツ実技の指 導・スポーツ活動の 促進のため組織の育 成・学校、公民館等 の教育機関の行うス ポーツ行事の協力
委 員 数	25名以内	15名以内	10名以内	10名以内	7名以内	20名	8名
任 期	2年	2年	2年	2年	2年	2年	2年

始良中央地区合併協議会の調整内容

協議事項	25-22 社会教育事業	関係項目	各種スポーツ大会
調整の内容	14. 市（町）外から参加者のあるスポーツイベントで、内容、開催時期が類似しているものは、合併までに調整する。その他スポーツ行事は、現行のとおり新市に引き継ぐ。		

各市町の現況			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
○市体育協会主催 4月 市新春ソフトテニス大会 ソフトバレーボール男女混成大会 市長旗争奪テニス大会 少林寺流空手道国分地区大会 国分縄文旗柔道大会 5月 公民館対抗卓球大会 ナイター陸上記録会 6月 国分市ソフトバレーボール大会 市長旗及び会長旗争奪野球大会 7月 公民館対抗グラウンドゴルフ大会 市長旗争奪テニス大会 九州学童水泳通信記録会 8月 公民館対抗バレーボール大会 ラグビーフェスタ 国分中央ロータリー地区少年水泳競技大会 9月 国分少年相撲大会 公民館対抗ソフトボール大会 ソフトバレーボール男女混成大会 始良地区市町対抗ゲートボール大会 国分市弓道大会 10月 国分市市長旗争奪バドミントン大会 11月 始良オープン卓球大会 全日本少林寺流空手道始良地区大会 市長旗争奪テニス大会 防犯柔道大会 国分テクノ杯水泳大会 12月 国分市長旗ソフトテニス大会 三州剣道錬成大会 友好杯グラウンドゴルフ大会 1月 国分市長旗インドアテニス大会 新春ゲートボール大会 2月 国分ハイテク旗空手道錬成大会 国分少年剣道錬成大会 3月 始良地区バドミントン大会 ○市スポーツ少年団主催 3月 国分市スポーツ少年団フェスティバル ○市教育委員会主催 7月 国分市小学校水泳記録会 10月 国分市小学校陸上記録会 11月 国分市民ゲートボール大会 ○市主催 9月 身障者スポーツ大会 10月 国分市民体育大会 母子寡婦スポーツ大会 3月 国分縄文の森駅伝大会	○町体育協会主催・後援等行事 (行事) 10月第4日曜日 溝辺町駅伝競走大会 参加者町内約200名(20チーム) 参加料1チーム1000円 3月第3日曜日 グリーンエポーク完走歩大会 参加者町内外約700名 参加料大人2000円・中学生以下1000円 各団体主催行事 (ソフトボール協会) 年3回 春・夏・秋 (バレーボール連盟) 年2回 春・秋 (グラウンドゴルフ) 年2回 (ゲートボール) 年15回 (ソフトテニス・ゴルフ・卓球等) 年1回程度 それぞれ各協会の事務局で大会を自主的に執り行っている。 ○自治公民館連絡協議会主催 自治公民館対抗球技大会 9月第1日曜日 グラウンドゴルフ・ゲートボール・ソフトバレー	○町教育委員会主催 5・8月：天降川ウォーキング大会 9月：グラウンドゴルフ決勝大会 10月：ブロック対抗駅伝競走大会(町・教育委員会主催) 1月：元旦ジョギング・ウォーキング大会 ○町体育協会主催 町体育協会より各団体に事業を委託し、委託費で各団体事業を開催する。(委託事業は1大会) 各地区体育協会(上ノ・中ノ・下ノ)グラウンドゴルフ大会(町決勝大会予選) バレーボール大会 陸上連盟 職場職域駅伝競走大会(2月) ソフトボール協会 職域ナイターソフトボール大会 ゴルフ協会 ゴルフフェスタ バレーボール協会 女子ソフトバレーボール大会(6月) 職場職域バレーボール大会(9月) グラウンドゴルフ協会 職場職域グラウンドゴルフ大会(11月) バドミントン専門部 横川バドミントン大会 水泳連盟 横川水泳大会 サッカー協会 職場職域フットサル大会 丸岡杯争奪少年サッカー大会 丸岡杯争奪中学生サッカー大会	○町体育協会主催 4月：グラウンドゴルフ大会 5月：町民スポーツ大会ソフトボール大会・ゴルフ協会春季大会 7月：自治公民館バレーボール大会 8月：自治公民館グラウンドゴルフ大会・自治公民館ゲートボール大会 9月：自治公民館ソフトボール大会 10月：ミニバレーボール大会・リレーマラソン大会・町民軟式野球大会 11月：町民スポーツ大会バレーボール大会・町民スポーツ大会ゴルフ大会 1月：町サッカー協会フットサル大会 2月：町民スポーツ大会グラウンドゴルフ大会・町民スポーツ大会ゲートボール大会 3月：町ふれあい駅伝競走大会・町バドミントン大会・ ○牧園町スポーツ少年団連絡協議会主催 6月：牧園旗争奪ソフトボール大会 8月：万膳旗争奪ソフトボール大会 9月：町スポーツ少年団交歓大会 12月：山麓杯スポーツ少年団ソフトボール大会

始良中央地区合併協議会の調整内容

協議事項	25-22 社会教育事業	関係項目	各種スポーツ大会
調整の内容	14. 市（町）外から参加者のあるスポーツイベントで、内容、開催時期が類似しているものは、合併までに調整する。その他スポーツ行事は、現行のとおり新市に引き継ぐ。		

各市町の現況			
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
○町体育協会・町教育委員会主催 ・5月 地区対抗バレーボール，ゲートボール大会 ・9月 地区対抗卓球，グラウンドゴルフ大会 ・11月 地区対抗駅伝競走大会 ○町体育協会主催 ・8月 ナイターソフトボール大会 ・6月,7月,9月 レディースバレー大会 ・3月 山麓小学生バレー大会 ・7月 ゲート審判講習会 ・11月 ほげ祭り奉納ゲート大会 ・6月～11月 弓道教室	○隼人町体育協会主催 4月 女子ゲートボール大会（春季） 熟・壮年部ゲートボール大会 5月 女子ナイターバレーボールリーグ戦 ナイターミニバレーボールリーグ戦 町ソフトテニス選手権大会（春季） 町宮弓道場落成記念大会 ナイターソフトボールリーグ戦（春季） 町陸上記録会（春季） 町ゲートボール大会（春季） グラウンドゴルフ5月期親睦大会 6月 軟式野球大会（春季） 町卓球大会（夏季） 鹿児島神宮お田植祭奉納空手道大会 町クラブ交歓バスケットボール大会 7月 ナイターソフトボールリーグ戦（夏季） 身体障害者ゲートボール大会 8月 軟式野球大会（夏季） 9月 ナイターミニバレーボールリーグ戦 女子ナイターバレーボールリーグ戦 男子ナイターバレーボールリーグ戦 町水泳大会 ナイターソフトボールリーグ戦（秋季） グラウンドゴルフ9月期親睦大会 オール隼人杯チャリティゴルフ大会 10月 軟式野球大会（秋季） 町ゲートボール大会（秋季） 11月 町ソフトテニス選手権大会（秋季） グラウンドゴルフ11月期親睦大会 12月 協会長杯バレーボール大会 忘年射会 町サッカーフェステバル 1月 初泳ぎ 新春オープン隼人町卓球大会 町ふれあいバスケットボール大会 2月 町ソフトバレーボール大会 ナイターミニバレーボールトーナメント 男子ナイターバレーボールトーナメント 列島南下ゲートボール大会 3月 隼人杯サッカー大会 グラウンドゴルフ3月期親睦大会 ○隼人町スポーツ少年団主催 9月 町スポーツ少年団交歓大会 ○隼人町及び隼人町教育委員会主催 7月 健康フェアー（ニュースポーツ） 8月 青少年サマースポーツフェスタ ファミリーナイターグラウンドゴルフ大会 10月 健康づくり生涯スポーツ祭 健康づくり歩け運動大会 11月 地区市町対抗駅伝競走大会 天降川リバーサイドマラソン 1月 県地区対抗女子駅伝競走大会	○ふくふくランドフェスタ実行委員会主催 ・福の国めぐりウォーク ・県パークゴルフ大会 11月第3週の日曜日（パークゴルフは前日まで含め2日間） ○町、町教育委員会主催 ・地区対抗男女バレーボール大会 6月第4週、7月第1週日曜日 ・地区対抗パークゴルフ大会 8月第4週日曜日	※市（町）外から参加者のあるスポーツイベントで、内容、開催時期が類似しているものは、合併までに調整する。調整にあたっては、次の視点に立つこととする。 1）各地域の伝統や特性（独自の施設など）に配慮する。 2）合併記念イベントとしての位置づけを考慮する。 ※上記以外のその他スポーツ行事は、現行のとおり新市に引継ぐ。なお、体育協会の自主性を高めるため、同協会の主体的行事運営を新市全域へ拡大する。

社会教育法（昭和24年法律第207号）

（国及び地方公共団体の任務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら实际生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする。

（市町村の教育委員会の事務）

第5条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- (1)社会教育に必要な援助を行うこと。
- (2)社会教育委員の委嘱に関すること。
- (3)公民館の設置及び管理に関すること。
- (4)所管に属する図書館、博物館、青年の家その他社会教育に関する施設の設置及び管理に関すること。
- (5)所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- (6)講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- (7)家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- (8)職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- (9)生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- (10)運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- (11)音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- (12)青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- (13)一般公衆に対する社会教育資料の刊行配布に関すること。
- (14)視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- (15)情報の交換及び調査研究に関すること。
- (16)その他第3条第1項の任務を達成するために必要な事務

先進事例

・日田市郡合併協議会（大分県）

一 社会教育委員については、社会教育法第十五条の規定により、新市においても設置する。

二 生涯学習交流センター・文化センター等については、新市に引き継ぎ、新市において適切な管理運営に努める。使用料については、現行のとおりとし、必要があれば新市において見直しを行う。

三 公民館については、次のとおりとする。

（一）日田市の中央公民館を新市の中央公民館とし、旧 5 町村の中央公民館及び日田市の地区公民館を新市の地区公民館とする。

（二）公民館の運営については、旧市町村の公民館体制を考慮し、合併までに調整する。

（三）公民館の維持管理については、現行どおりとする。ただし各種委託等の内容については、合併までに調整する。

（四）公民館に公民館運営審議会又は公民館運営協議会を置く。

（五）現在、各公民館において実施されている各種講座等については、新市に引き継ぐ。受講料等については実費負担を原則とし、講師料については単価を統一する。

（六）現在、各町村の中央公民館で実施されている発表会等については、合併後地区公民館行事として継続する。また新市の中央公民館行事として、新市全体を対象とした発表会を開催する。

四 図書館については、現日田市立淡窓図書館を新市の図書館とし、町村の中央公民館図書室については、地区公民館の図書室とする。運営については、淡窓図書館は現行どおりとし、地区公民館の図書室については合併までに調整する。

五 社会教育団体助成については、合併により再編が見込まれるため、団体運営補助金は合併時に一旦廃止し、新市において決定する。

六 青少年問題協議会・青少年健全育成市町村民会議については、新市において統一することとし、委員数・報酬・内容等については、合併までに調整する。

七 その他軽微な事項については、合併までに事務的に調整する。

・日置合併協議会（鹿児島県）

社会教育事業については、原則として現行の事業を新市に引き継ぐとともに、施設の効率的な活用と整備を図り、三層の公民館活動を柱に多様で総合的な学習機会を提供する。

(1) 生涯学習の各学級・講座については現行のとおり新市に引き継ぎ、新市全域を対象として充実を図る。

(2) 成人式・生涯学習推進大会・文化祭・運動会（体育祭）は、新市で統一して行う。

(3) 文化財は新市に引き継ぎ、適切な管理・保護に努める。

・高田郡六町合併協議会（広島県）

社会教育事業については、新市においても学習機会・情報の提供に努め、生涯学習の振興及び生活文化の向上を図る。

- （１）社会教育関係施設については、新市に引き継ぐ。
- （２）公民館活動等については、原則として現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、成人式については統合して実施する。
- （３）青少年育成事業については、原則として現行のとおり新市に引き継ぐ。
- （４）指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- （５）図書館等の管理運営については、当面現行のとおり新市に引き継ぎ、休館日及び開館時間については新市において調整する。
- （６）スポーツ行事については、原則として現行のとおり新市に引き継ぐ。
- （７）学校教育施設のスポーツ開放については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- （８）社会教育委員、公民館運営審議会、文化財保護審議会及び体育指導委員については、新市において設置する。なお、定数及び任期については合併までに調整する。

・石部・甲西合併協議会（滋賀県）

- （１）町立公民館は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- （２）町立図書館は、現行のとおり新市に引き継ぎ、相互利用が図れるように努める。
- （３）社会教育施設（文化ホール、キャンプ場・青少年施設、その他施設）および民俗資料館は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- （４）社会体育施設は、現行のとおり新市に引き継ぐ。また、学校施設の開放は、現行のとおり新市に存続する。
- （５）青少年育成事業に関する事業は、現行を基本として新市に引き継ぐ。
- （６）公民館の各種事業は、現行のとおり新市に存続する。
- （７）視聴覚ライブラリー、成人式は、現行のとおり引き継ぎ新市において調整する。
- （８）各町で実施しているその他の生涯学習事業は、その事業効果を精査し、必要な事業を継続して実施する。
- （９）社会教育主事は、新市において引き続き設置する。
- （１０）育英事業の制度については、甲西町の例により新市に引き継ぎ、２年を目途に見直しをする。

第三セクター等関係事業【第三セクター】の取扱いについて
(協定項目25-25-①)

第三セクター等関係事業【第三セクター】の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

霧島神話の里公園株式会社については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

平成16年4月8日提出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴 丸 明 人

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 2 5 第三セクター等関係事業	関 係 項 目	第三セクター管理・運営
調整の内容	霧島神話の里公園株式会社については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
第三セクター管理・運営	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	2 5 - 2 5 第三セクター等関係事業	関 係 項 目	第三セクター管理・運営
調整の内容	霧島神話の里公園株式会社については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
第三セクター管理・運営	【名 称】 霧島神話の里公園株式会社 【目 的】 自然環境を活かした公園施設を効率的に活用し、観光と農業の振興により地域活性化を図る。 【内 容】 第3セクター方式 施設等は町が整備したものを賃貸借契約している。 土地については植村組より借地。 (10年契約：H10.4.1～H20.3.31) 出資金 町 5 1 % (金額 117,700千円) 植村組 4 9 % (金額 113,100千円) 【役員構成】 代表取締役社長 1 名 (町長) 取締役 3 名 (助役・植村組社長・植村組専務) 【開始年度】 平成 6 年 4 月	該当なし	該当なし	霧島神話の里公園株式会社については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

神話の里公園整備施設内訳

平成5年3月末までの完了施設

公 園 基 盤			
幹線園路工	1 工区	L=180.00m	W=6.00m
	2 工区	L=290.00m	W=6.00m
支線園路工	1 号	L=409.50m	W=4.00m
	2 号	L=214.20m	W=4.00m
園路工（旧道）（歩道 1.5m）		L=125.40m	W=5.00m
林間広場管理道		L=450.00m	W=11.00m
交流村（園路・歩道工）		L=360.00m	W=3.00m
園路階段工	（枕木）	L=122.19m	W=2.00m
林間広場歩道	（舗装）	L=297.24m	W=2.00m
幹線修景	（植栽）	キリシマツツジ 1, 134 本 草花混合吹付 362 m ²	
受 水 槽	RC 平家	88 m ²	140 m ³
高地水槽	RC 平家	36 m ²	70 m ³
屋外給排水		給水 20m/m～150m/m	排水 150m/m～200m/m
減圧弁施設		2 ヲ所	
水 量 計		GTWφ100	
浄 化 槽	855 人槽	165 m ³ /日（10PPM－BOD）	194.4 m ²
電 気 室	RC 平	27 m ²	2 棟
電気幹線		九電引込、地下埋設 配電盤 2 ヲ所	
屋外電気工事			
避 雷 針		11 棟	
利用施設（面的施設）			
交流村イベント広場		造成面積 12,000 m ²	芝広場 3,400 m ²
〃		野外ステージ、レコパ舗装、植栽、東屋、テーブル、ベンチ	
〃 便 所			
駐車場		3,342 m ²	
〃 便所		木平 24 m ²	

ロードトレイン停車場	上下 2 ヲ所
沈 砂 池	容積 1,185 m ³
草スキー場人工ゲレンデ	草スキー幅 10m～17m 延長 600m
〃 法 面	人工ゲレンデ 600 m ²
〃 散水施設	送水、散水管 φ 50、散水弁 25 ヲ所
緑 地 広 場	芝広場、植栽（給水管布設替含）
スポーツ広場	パターコース 18 ホール
ちびっこ広場	3,000 m ² バッテリーカー乗り場 外
〃 倉庫、便所	壁コンクリート、屋根組木造 38 m ²
樹木園（ブルーベリー園）	管理道 502 m ² 、歩道 303 m ² 、ブルーベリー 6,000 m ²
花 木 園	花木植栽
建物、構造物施設	
敷地造成	造成面積 8,920 m ²
神話館新築	鉄骨造 913. 39 m ²
〃 展 示 室	1 階映像ホール、2 階展示室
〃 レストコーナー	
〃 ガ ラ リ	
〃 外構工事	
〃 階 段 工	
〃 映像制作	
クラブハウス	木造 162. 98 m ²
リフト監視小屋	木造平 2 棟 4. 8+3. 2=8 m ²
昇降リフト	221. 72m
〃 脱索道防止輪	
索道周辺整備	
スーパースライダー	ライン長 391. 5m
〃 倉庫	木造平 17 m ²
ロードトレイン庫、待合所	木造平 114. 4 m ² 15. 64m
焼 却 炉 鋼製	
案 内 板	
案 内 柱	
ロードトレイン	機関車 1 両、客車 3 両

神話の里公園整備施設内訳

利用施設（面的施設）

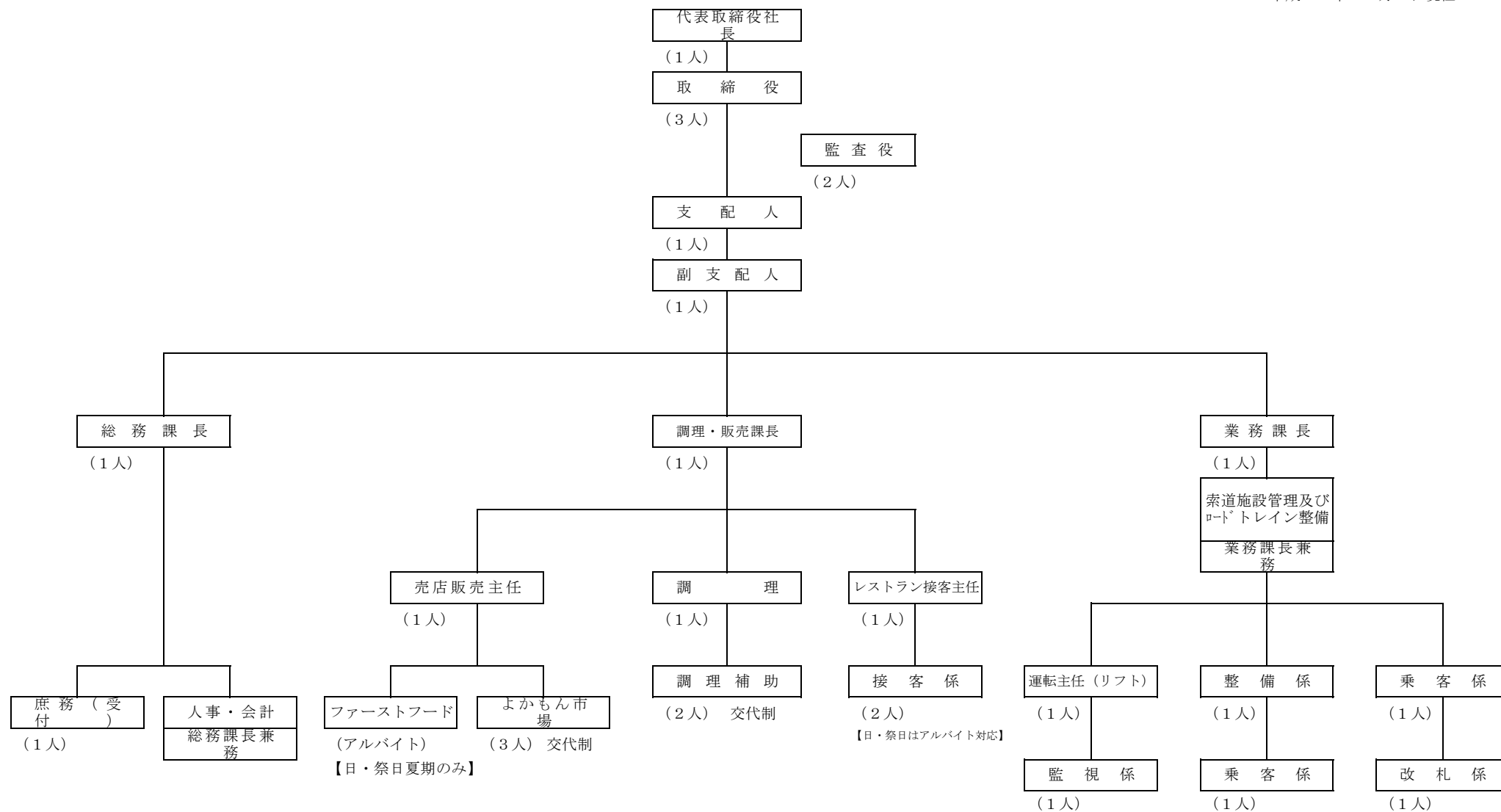
道の駅駐車場	66 台収容

建物、構造物施設

試食館・物産販売所	648 m ²	H5～6年
トイレ（道の駅）木造平屋建	41, 4 m ²	H7年
電話ボックス（道の駅）	4, 0 m ²	H7年
道の駅の付帯施設	東 屋2棟, 滝2ヶ所	H6～7年
木造平屋建	131, 4 m ²	H8年
敷地造成	切土 860. 4 m ²	H9年

霧 島 神 話 の 里 公 園 株 式 会 社 組 織 図

平成15年10月1日現在



職員合計：28人（取締役等含む）
（うち取締役等：6人）

1	141,020,201	191,0 / 1,094	200, / 02,033	100,1 / 1,311	104,030,04 /	100,04 / ,3 / 4	132,144,23 /	100,403,004	143,011,403
---	-------------	---------------	---------------	---------------	--------------	-----------------	--------------	-------------	-------------

卸 高	241,808	4,191,022	3,459,138	3,439,648	1,958,507	1,567,808	1,457,490	1,403,269	1,673,225
入 高	48,798,273	65,886,391	80,835,330	43,654,267	51,347,248	50,470,033	45,299,164	47,165,925	42,624,441
仕 入 高	0	0	0	20,007,551	22,064,619	21,109,970	19,821,996	22,144,740	20,217,747
卸 高	4,191,022	3,459,138	3,439,648	1,958,507	1,567,808	1,457,490	1,403,269	1,673,225	1,526,490
原 価	44,849,059	66,618,275	80,854,820	65,142,959	73,802,566	71,690,321	65,175,381	69,040,709	62,988,923

益 額	96,177,202	125,253,419	127,847,215	103,028,352	111,036,081	94,357,053	86,968,856	91,362,355	86,022,562
益 率	68%	65%	61%	61%	60%	57%	57%	57%	58%

手 当	76,965,181	84,701,300	74,724,200	35,856,315	33,767,902	33,495,305	33,092,201	34,296,487	33,828,335
金	0	0	0	8,428,834	11,304,831	9,034,151	8,456,684	8,174,810	9,234,684
給	0	0	0	4,505,330	5,601,756	3,620,761	4,497,322	5,233,511	4,789,505
与	8,738,500	8,356,266	6,977,300	5,834,590	5,819,250	5,071,950	4,662,400	4,977,560	2,783,690
金	1,020,200	0	0	971,830	350,400	0	455,726	0	408,185
利 費	8,023,042	8,752,986	9,282,784	6,122,869	5,098,496	5,261,708	5,190,466	5,603,845	5,827,174
生 費	3,973,463	985,795	721,618	393,562	396,580	190,348	273,417	409,983	279,156
品 費	8,660,619	8,030,821	8,265,030	2,710,002	5,125,058	1,042,873	979,870	790,215	690,518
耗 品 費	0	0	0	0	644,911	887,616	1,090,559	1,208,527	894,592
料	8,472,797	11,416,796	12,201,745	12,139,000	11,569,800	9,449,600	3,922,613	964,400	520,200
料	2,541,040	1,255,723	2,295,102	2,398,918	2,426,701	2,413,449	2,369,489	2,407,080	2,395,220
費	1,303,105	2,669,889	2,478,875	1,691,557	1,455,048	1,193,568	455,010	801,649	582,508
公 課	114,586	77,273	167,172	2,305,369	315,079	279,918	283,680	275,946	263,932
品 費	0	0	0	0	1,779,588	895,005	796,188	1,011,558	664,559
費	1,876,760	1,700,071	1,788,065	369,829	200,211	181,857	175,620	166,461	180,351
費	875,000	972,000	941,235	604,611	346,161	425,626	315,515	433,632	327,235
際 費	757,300	285,927	311,177	168,854	66,358	50,162	5,000	40,000	42,186
費	1,338,378	1,479,611	1,818,314	1,318,712	1,278,075	1,229,398	1,067,455	875,002	745,087
熱 費	9,556,867	10,706,518	12,782,464	11,734,860	10,130,618	10,300,065	10,297,771	10,671,643	9,332,366
数 料	196,207	692,259	690,170	638,209	495,131	448,594	488,256	564,338	545,600
理 費	0	0	0	0	881,754	655,948	632,643	710,074	677,643
伝 費	7,627,683	3,529,743	6,343,670	1,286,825	1,832,214	1,006,691	1,395,866	1,043,074	811,952
理 費	0	0	0	0	3,196,100	3,122,194	3,575,016	3,521,368	3,473,989
進 費	4,093,576	1,891,805	1,444,391	337,283	2,135,614	1,028,284	799,765	1,030,935	824,876
備 費	0	0	0	0	1,138,341	95,220	514,562	192,750	137,603
策 費	0	2,365,453	528,186	541,889	72,048	91,489	94,145	76,450	57,392
費	402,320	488,160	526,940	357,912	375,723	347,153	357,245	372,014	311,437
理 費	0	0	0	0	658,270	564,715	506,117	492,944	383,127
品 費	2,156,970	1,926,745	926,153	1,133,854	111,774	80,536	90,668	83,005	65,912
費	22,336,705	10,749,709	9,018,050	6,168,779	1,698,723	1,231,289	2,379,108	2,010,056	1,543,390
合 計	171,030,299	163,034,850	154,232,641	108,019,793	110,272,515	93,695,473	89,220,377	88,439,317	82,622,404

收 益	703,727	2,154,490	7,508,523	2,487,136	5,647,864	2,125,649	1,456,389	1,589,474	1,535,211
支 出	853,339	2,319,735	8,645,684	3,545,333	8,319,873	3,414,633	4,444,484	3,883,573	4,114,385

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、霧島神話の里公園株式会社と称する。

(営 業)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 地域産業に関する商品の開発、展示、販売
2. 公園、緑地及び庭園の管理
3. 公園内における売店の経営
4. 遊園地の経営
5. レストランの経営
6. スポーツ施設の経営
7. 索道事業の経営
8. 酒類販売店の経営
9. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店所在地)

第 3 条 当社は、本店を鹿児島県始良郡霧島町に置く。

(広告の方法)

第 4 条 当社の広告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行する株式の総数)

第 5 条 当社の発行する株式の総数は2000株とし、その株はすべて額面株式とする。

(額面株式1株の金額)

第 6 条 当社の発行する額面株式1株の金額は、金5万円とする。

(株券の種類)

第 7 条 当社の株券は、1株券、5株券、10株券、50株券及び100株券の5種類とする。

第四号議案 定款の一部変更の件

変更理由 増資に伴う発行する株式の総数の変更を行うものであります。

現 行	変 更 後
第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第 5 条 当会社の発行する株式の総数は <u>2 0 0 0株</u> とし、その株はすべて額面株式 とする。	第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第 5 条 当会社の発行する株式の総数は <u>5 0 0 0株</u> とし、その株はすべて額面株式と する。

〈参考資料〉

1. 第三セクターの制度概要

① 第三セクターとは

第三セクターとは、一般的には、国や地方公共団体と民間企業とが共同で出資・出捐を行っている法人をいい、「商法」の規定による「商法法人」及び「民法」の規定による「民法法人」がある。

地方公共団体が出資・出捐している第三セクターには、以下の事業を行うものがある。

ア 社会的便益が広く地域にもたらされる事業を行うもの。

イ 事業収益を一定程度地域社会に帰属させることが望ましい事業を行うもの。

ウ 民間資本を中心とする事業であるが、地域振興等の観点から地方公共団体が資本参加する必要があると認められる事業を行うもの。

② 第三セクターの形態

第三セクターの法人形態としては、設立根拠法により主に以下のように分類される。



③ 自治体が出資行為を行うことに伴う制約等

ア 予算の執行に関する長の調査権等（地方自治法第221条③・施行令第152条）
市町村が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人について本条が準用される。

イ 財政状況の公表等（地方自治法第243条の3②）

市町村が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人（地方自治法第221条第3項の法人）については、毎事業年度、政令で定める経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出しなければならない。

ウ 監査委員の職務権限（地方自治法第199条⑦・施行令第140条の7）

監査委員は、必要があると認めるとき、又は長の要求があるときは、市町村が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人について監査権を行使することができる。

第三セクター等関係事業 先進事例

川薩地区法定合併協議会（鹿児島県）抜粋

11 肥薩おれんじ鉄道株式会社、株式会社遊湯館、株式会社甕産業振興公社、株式会社東郷温泉ゆったり館、こしき海洋深層水株式会社、甕島商船株式会社については、出資等の財産について、新市に引き継ぎ、管理運営については、現行のとおりとする。

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日新設合併）抜粋

(3) 第3セクターの取扱い
第3セクターについては、現行のとおりとする。

東宇和・三瓶町合併協議会（愛媛県）

- 1 現在の第3セクターについては、合併時に調整し、新市に引き継ぐ。
- 2 第3セクターの出資については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

唐津・東松浦合併協議会（佐賀県）抜粋

3 株式会社桃山天下市、株式会社鳴神の庄及び株式会社鳴神温泉等第三セクターが業務受託している施設の管理、運営については、現行のまま新市に引継ぎ、新市において次の検討を行う。

- ① 引き続き経営状況の定期的な点検評価を行う。
- ② 必要に応じた経営改善や統合、事業の一部譲渡等効率的、安定的な経営改善について検討する。
- ③ 第三セクター方式による事業の可否についても検討する。

田浦町・芦北町合併協議会（熊本県）

第三セクター（有）御立岬及び（有）あしきたマリンサービスについては、現行のとおりとする。

郡上郡町村合併協議会（岐阜県）

・7町村及び各町村が出資している第三セクターの取扱いについては、各町村において第三セクターと協議調整し合併時までに定めるものとする。

矢部・清和・蘇陽合併協議会（熊本県）

(有)矢部町虹の通潤館、(株)まちづくりやべ、(財)清和文楽の里協会、(有)清和資源、(有)そよ風遊学協会及び(株)南阿蘇鉄道の出資については、新町に引き継ぐものとする。なお、類似した事業内容を持つセクターについては、経営効率化の観点から新町において統廃合及び再編を含め検討する。

宇城西部五町合併協議会（熊本県）

- 1 三角町振興株式会社、不知火温泉有限会社及び希望の里ホンダ株式会社の出資については、新市に引継ぐものとする。
- 2 アグリパーク豊野振興協会については、合併までに第三セクター化等を検討する。
- 3 三角町振興株式会社、不知火温泉有限会社及びアグリパーク豊野振興協会については、設立の趣旨や地域の実情等を考慮し、新市においてそのあり方等を検討する。

その他事業【企画関係事業】の取扱いについて（協定項目25－27－②）

その他事業【企画関係事業】の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 総合計画については、新市において、速やかに「新市まちづくり計画」を基本に策定する。なお、あわせて実施計画を総合計画に基づいて策定する。
- 2 過疎地域自立促進計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 辺地計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新市において新たに辺地として指定できる地域については、辺地計画を策定する。
- 4 宅地造成分譲事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、定住促進に関する補助制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助制度期限後は新市において調整する。
- 5 地域情報化については、新市において地域情報化計画を速やかに策定する。
- 6 ケーブルテレビ事業については、溝辺町で実施している事業は、新市に引き継ぎ、平成19年度までは現行のとおり運営する。なお、平成20年度以降の運営方法については、新市において調整する。ケーブルテレビ未整備地域については、財政状況等を勘案しながら新市において調整する。

平成16年4月8日提出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴 丸 明 人

始良中央地区合併協議会 調整内容

協 議 項 目		25－27－② その他事業【企画関係事業】							関係項目	総括表
基本調整方針		1 総合計画については、新市において、速やかに「新市まちづくり計画」を基本に策定する。なお、あわせて実施計画を総合計画に基づいて策定する。 2 過疎地域自立促進計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 3 辺地計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新市において新たに辺地として指定できる地域については、辺地計画を策定する。 4 宅地造成分譲事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、定住促進に関する補助制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助制度期限後は新市において調整する。 5 地域情報化については、新市において地域情報化計画を速やかに策定する。 6 ケーブルテレビ事業については、溝辺町で実施している事業は、新市に引き継ぎ、平成19年度までは現行のとおり運営する。なお、平成20年度以降の運営方法については、新市において調整する。ケーブルテレビ未整備地域については、財政状況等を勘案しながら新市において調整する。								
項 目		事業実施市町							調整内容	備考
		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町		
1	総合計画策定	○	○	○	○	○	○	○	総合計画については、新市において、速やかに「新市まちづくり計画」を基本に策定する。なお、あわせて実施計画を総合計画に基づいて策定する。	
2	過疎地域自立促進計画			○	○			○	過疎地域自立促進計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	
3	辺地計画	○		○	○	○			辺地計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新市において新たに辺地として指定できる地域については、辺地計画を策定する。	
4	定住促進に関すること	○	○	○	○	○	○	○	宅地造成分譲事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、定住促進に関する補助制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助制度期限後は新市において調整する。	
5	地域情報化に関すること	○			○		○		地域情報化については、新市において地域情報化計画を速やかに策定する。	
6	新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業		○						ケーブルテレビ事業については、溝辺町で実施している事業は、新市に引き継ぎ、平成19年度までは現行のとおり運営する。なお、平成20年度以降の運営方法については、新市において調整する。ケーブルテレビ未整備地域については、財政状況等を勘案しながら新市において調整する。	

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-27-② その他事業【企画関係事業】	関 係 項 目	総合計画策定
調整の内容	1 総合計画については、新市において、速やかに「新市まちづくり計画」を基本に策定する。なお、あわせて実施計画を総合計画に基づいて策定する。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
総合計画策定	○国分市第四次総合計画 【策定年月】平成13年3月 【計画期間】平成13年度～平成22年度 【目標とする都市像】 自然と歴史とテクノが織りなす県中央核都市～産業、生活、交流の拠点都市をめざして～ 【施策の大綱】 ○自然とまちが共生する快適生活都市 ・県中央核都市としてふさわしい都市機能を備えた秩序あるまちづくり（土地利用と都市基盤整備） ・美しい自然と共生する安全で快適なまちづくり（生活環境の整備） ○人にやさしく心ふれあう健康文化都市 ・心かよう、やすらぎとふれあいのあるまちづくり （保健・医療・福祉の向上） ・豊かな心をはぐくみ、文化・スポーツを通じて交流するまちづくり（教育・文化・スポーツの振興） ○未来を拓く創造性豊かな産業活力都市 ・時代潮流に柔軟に対応し、発展し続けるまちづくり（産業の振興） 【附属機関】 国分市総合計画審議会	○溝辺町第四期総合計画 【策定年月】平成13年3月 【計画期間】平成13年度～平成22年度 【基本理念】 活力と創造性に満ち、心豊かに安心して生活できる「元気で存在感のあるまち」を目指して 【キャッチフレーズ】 人・まち・みどりがキラリと光る空港のまち みぞべ 【基本計画】 ①基本条件の整備 緑が映える、快適な市街地・農村の基盤を整えます ②産業の振興 創意あふれ魅力ある産業で未来を拓きます ③生活環境の整備 豊かさを実感できる生活環境の整備に努めます ④保健福祉の充実 健やかで安心できる暮らしをつくりまします ⑤教育の振興 豊かな心と文化輝く人を育てます 【附属機関】 溝辺町総合開発審議会	○第三次横川町総合振興計画 【策定年月】平成14年3月 【計画期間】平成14年度～平成23年度 【基本理念】 自然とともに生き、みんなで育む、住みよい豊かな横川 【キャッチフレーズ】 人・まち・自然と歴史が響きあう町 横川町 【まちづくりの目標】 ①産業の振興（若者が集う、資源と知恵を活かしたまちづくり） ②生活環境の整備（豊かな自然と共生する、さわやかで快適な生活環境のまちづくり） ③保健・福祉の充実（健やかで、ともに支えあう福祉のまちづくり） ④教育の振興（歴史と文化をはぐくみ、つどい、ふれあいのまちづくり） 【附属機関】 横川町総合振興計画審議会	○第四次牧園町総合振興計画策定 【策定年月】平成13年3月 【計画期間】平成13年度～平成22年度 【基本理念】 豊かな自然と共生し、湧きいでる活力とたすけあいがつくる町ー牧園町 【基本目標】 ○さわやかで快適な生活空間づくり（都市計画・生活環境分野） ○資源と知恵を活かした地域活力づくり（産業分野） ○地域でささえあい、健やかで安心したくらしづくり（保健・医療・福祉及び生活安全分野） ○つどい、ふれあい、共生する楽しみづくり（教育・文化分野） ○住民との対話による行財政運営（行財政分野） 【附属機関】 牧園町振興計画審議会、まちづくり戦略会議

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-27-② その他事業【企画関係事業】	関 係 項 目	総合計画策定
調整の内容	1 総合計画については、新市において、速やかに「新市まちづくり計画」を基本に策定する。なお、あわせて実施計画を総合計画に基づいて策定する。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
総合計画策定	○霧島町第四次総合振興計画 【策定年月】平成13年3月 【計画期間】平成13年度～平成22年度 【基本理念】 自然と共生し、みんなで築く、心豊かな住みよい霧島 【キャッチフレーズ】 ほっと霧島 おいしい霧島 【基本構想】 ○産業 自然と共生し続ける力強い産業づくり ○保健福祉 誰もが安心して暮らせる健康な社会づくり ○教育 学びと交流による自立心に富んだ人と風土づくり ○生活環境 自然と共生したゆとりある生活環境づくり 【附属機関】 霧島町総合振興計画審議会、霧島町まちづくり委員会	○第三次隼人町総合振興計画 【策定年月】平成12年3月 【計画期間】平成12年度～平成21年度 【基本理念】 輝け、隼人！人づくり、夢づくり、まちづくり 【町の都市像】 人と自然と産業が共生するまち・隼人 【施策の大綱】 ①心豊かな、文化の香り高いまちづくり ②健康で生きがいのある安心して暮らせるまちづくり ③豊かな暮らしを支え、活力とにぎわいに満ちたまちづくり ④魅力ある自然と共生する快適なまちづくり 【附属機関】 隼人町総合開発審議会、隼人町まちづくり委員会	○第四次福山町総合振興計画 【策定年月】平成14年3月 【計画期間】平成14年度～平成23年度 【基本理念】 誇りと愛着の持てるふるさとづくり 【4つの分野別目標】 ①地域産業を創造していくまちづくり（産業振興） ②安全で安心して快適に暮らせるまちづくり（生活基盤の整備） ③潤いといきがいをもって暮らせるまちづくり（保健・医療・福祉の充実） ④健やかで幸福に生涯まなべるまちづくり（教育・文化の振興） 【附属機関】 福山町総合振興計画審議会	総合計画については、新市において、速やかに「新市まちづくり計画」を基本に策定する。なお、あわせて実施計画を総合計画に基づいて策定する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-27-② その他事業【企画関係事業】	関 係 項 目	過疎地域自立促進計画
調整の内容	2 過疎地域自立促進計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
過疎地域自立促進計画	該当なし	該当なし	○横川町過疎地域自立促進計画 【過疎指定区域】 横川町 【計画期間】 平成12年4月1日～平成17年3月31日 【目的】 過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与すること。 【定義】 林野面積の占める割合が高く、交通上及び経済的、文化的諸条件に恵まれず産業の開発の程度が低く、かつ住民の生活水準が劣っている山間地のその他の地域で制令で定める用件の該当するもので、地域振興に関する計画を策定しこれに基づいて振興を図ることが必要かつ適当であると指定した地域である。	○牧園町過疎地域自立促進計画 【過疎指定区域】 牧園町 【計画期間】 平成12年4月1日～平成17年3月31日 【目的】 過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与すること。 【定義】 同左

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-27-② その他事業【企画関係事業】	関 係 項 目	過疎地域自立促進計画
調整の内容	2 過疎地域自立促進計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
過疎地域自立促進計画	○霧島町過疎地域自立促進計画 【過疎指定区域】 霧島町 【計画期間】 平成12年4月1日～平成17年3月31日 【目的】 過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与すること。 【定義】 林野面積の占める割合が高く、交通上及び経済的、文化的諸条件に恵まれず産業の開発の程度が低く、かつ住民の生活水準が劣っている山間地のその他の地域で制令で定める用件の該当するもので、地域振興に関する計画を策定しこれに基づいて振興を図ることが必要かつ適当であると指定した地域である。 【その他】 現在過疎地域指定からはずれ特定市町村として財政支援を受けている。	該当なし	○福山町過疎地域自立促進計画 【過疎指定区域】 福山町 【計画期間】 平成12年4月1日～平成17年3月31日 【目的】 過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与すること。 【定義】 同左	過疎地域自立促進計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-27-② その他事業【企画関係事業】	関 係 項 目	辺地計画
調整の内容	3 辺地計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新市において新たに辺地として指定できる地域については、辺地計画を策定する。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
辺地計画	【辺地地域】 7地域 ①木原辺地 ②毛梨野・芦谷辺地 ③黒石・本戸辺地 ④口輪野・永迫辺地 ⑤薄木辺地 ⑥上之段辺地 ⑦平山辺地 【辺地に係る総合整備計画】 計画数：1 【辺地地域名】 ②毛梨野・芦谷辺地 【辺地の人口、面積】 137人 1.8km² 【辺地を構成する字の名称】 国分市大字川原 【辺地度数】 150点 【公共的施設の整備計画】 市道 毛梨野～城山線 平成15年度～18年度 4年間 事業費 160,000千円	該当なし	【辺地地区】 4地域 ①高木・十三谷地区 ②山ヶ野地区 ③野坂地区 ④横伏敷地区 【概要】 事業実施なし	【辺地地区】 4地域 ①母ヶ野辺地 ②持松辺地 ③内之野辺地 ④府島辺地 【辺地に係る総合整備計画】 計画数：2 【辺地地域名】 ①母ヶ野辺地 【辺地の人口、面積】 261人 3.6km² 【辺地を構成する字の名称】 牧園町母ヶ野 【辺地度数】 策定時112点 現在150点 【公共的施設の整備計画】 平成14年度から平成18年度 5年間 平成16年度～18年度計画 母ヶ野辺地 事業費63,000,000円 【辺地地域名】 ②持松辺地 【辺地の人口、面積】 688人（うち工事区域332人）15.3km² 【辺地を構成する字の名称】 牧園町持松 【辺地度数】 策定時104点 現在119点 【公共的施設の整備計画】 平成14年度から平成18年度 5年間 町道整備事業 平成15年度実績 事業費51,720千円 平成16年度～18年度計画 持松辺地 事業費117,000,000円

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-27-② その他事業【企画関係事業】	関 係 項 目	辺地計画
調整の内容	3 辺地計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新市において新たに辺地として指定できる地域については、辺地計画を策定する。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
辺地計画	【辺地地域】 3地域 ①野上辺地 ②永水辺地 ③湯之宮辺地 【辺地に係る総合整備計画】 計画数：3 【辺地地域名】 ①野上辺地 【辺地の人口、面積】409人 4.5 k m² 【辺地を構成する字の名称】 霧島町大字田口 【辺地度点数】 156点 【公共的施設の整備計画】 平成14年度～平成18年度 5年間 町道の整備 198,000千円 農道林道の整備 50,000千円 消防施設の整備 15,000千円 合計 263,000千円 【辺地地域名】 ②永水辺地 【辺地の人口、面積】612人 11.4 k m² 【辺地を構成する字の名称】 霧島町大字永水 【辺地度点数】 146点 【公共的施設の整備計画】 平成14年度～平成18年度 5年間 町道の整備 177,000千円 観光・レク施設の整備 17,000千円 消防施設の整備 24,000千円 合計 218,000千円 【辺地地域名】 ③湯之宮辺地 【辺地の人口、面積】413人 9.8 k m² 【辺地を構成する字の名称】 霧島町大字大窪、永水 【辺地度点数】 157点 【公共的施設の整備計画】 平成12年度～平成16年度 5年間 町道の整備 170,000千円 合計 170,000千円	該当なし	該当なし	辺地計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新市において新たに辺地として指定できる地域については、辺地計画を策定する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-27-② その他事業【企画関係事業】	関 係 項 目	定住促進に関すること
調整の内容	4 宅地造成分譲事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、定住促進に関する補助制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助制度期限後は新市において調整する。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
宅地造成分譲事業等	※参考 ○住宅団地造成事業 【事業主体】 国分市土地開発公社 【事業概要】 塚脇団地宅地分譲 事業開始：平成13年1月 総区画数：38区画 分譲済：12区画	※参考 ○住宅団地造成事業 【事業主体】 鹿児島県町村土地開発公社 溝辺町支社 【事業概要】 溝辺町竹子前地区 事業開始：平成8年度 総区画数：17区画 分譲済：完売	○住宅団地造成事業 【事業主体】 鹿児島県町村土地開発公社 横川町支社（町委託事業） 【事業概要】 丸山前宅地分譲 事業開始：平成16年度 総区画数：34区画 財源借入検討中	該当なし
補助制度等	該当なし	該当なし	○横川町定住補助金 【事業目的】 定住を促進することで、人口増を図り、活力に満ちたまちづくりを目指します。 【事業内容】 町外出身者等が本町に家屋を新築又は購入した場合、50万円程度の補助金を交付。（要件により補助金額に増減あり）また、1人当たり5万円の人数割りもある。 【事務手順】 該当者より申請→審議会で審査→交付決定→交付 【期限】 平成19年9月30日	○ミニ団地事業 団地の貸付料は坪50円で、継続して20年を経過したときは無償で貸付者に払下げとなる。 10区画のうち8区画が契約済み(残2区画) 【期限】 完売まで ○空き家情報システム事業 【事業目的】 少子高齢化社会を迎えるにあたり、田舎暮らし希望者や、UJIターン者が希望する住宅を提供する為、町内の空き家状況を把握し、台帳に登録して希望者に対し情報提供するシステムをとっている。 空き家登録件数4件 【期間】 なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-27-② その他事業【企画関係事業】	関 係 項 目	定住促進に関すること
調整の内容	4 宅地造成分譲事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、定住促進に関する補助制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助制度期限後は新市において調整する。		

各市町の現況

	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
宅地造成分譲事業等	該当なし	※参考 ○住宅団地造成事業 【事業主体】 鹿児島県町村土地開発公社 隼人町支社 【事業概要】 ・嘉例川地区宅地分譲事業 分譲開始年度：平成11年度 総区画数：4区画 分譲済：0区画 ・浜ノ市地区宅地分譲事業 分譲開始年度：平成10年度 総区画数：4区画 分譲済：2区画 ・姫城地区宅地分譲 分譲開始年度：平成15年度 総区画数：4区画 分譲済：1区画	※参考 ○住宅団地造成事業 【事業主体】 鹿児島県市町村開発公社 福山町支社 【事業概要】 ・牧之原宅地造成用地取得事業 分譲開始年度：平成15年度 総区画数：4区画 分譲済：3区画 ・小廻宅地造成事業 分譲開始年度：平成7年度 総区画数：55区画 分譲済：完売 ・牧之原高原分譲宅地造成事業 分譲開始年度：平成8年度 総区画数：36区画 分譲済：24区画	宅地造成分譲事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、定住促進に関する補助制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助制度期限後は新市において調整する。
補助制度等	【事業目的】 霧島町の定住促進を図るための諸施策を講ずることにより人口増を図り、活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。 【事業内容】 助成対象の要件と金額 (1)住宅建設用地購入奨励金 住宅建設用地を購入し、住宅を建設した者の内、次のいずれかに該当する場合 ①交付申請時に45歳以下の世帯主で配偶者のある者 ②交付申請時に義務教育以下の子どもを有する者 ただし、申請者又は配偶者の2親等以内の血族関係にある親族から購入した住宅や土地は除く ○土地購入費の20%以内(交付限度額100万円)※町民は10%以内(交付限度額50万円) (2)転入者住宅建設奨励金 住宅を建設した者の内、次のいずれかに該当する場合 ①交付申請時に45歳以下の世帯主で配偶者のある者 ②交付申請時に義務教育以下の子どもを有する者 ○建築費の5%以内(交付限度額100万円)※義務教育以下の子どもが同居しない場合は、交付限度額を50万円 【期限】 13年度～17年度まで5年間	該当なし	該当なし	

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25－27－② その他事業【企画関係事業】	関 係 項 目	地域情報化に関すること
調整の内容	5 地域情報化については、新市において地域情報化計画を速やかに策定する。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
国分隼人地域テレピア連絡会		該当なし	該当なし	該当なし	該当なし		該当なし
目的	国分隼人地域におけるテレピアモデル事業の実施にあたり、市町間の連絡調整、情報交換、調査研究を行い、システム構築の実現を図ることを目的としている。					国分市に同じ	
概要	昭和61年11月に郵政省より国分隼人地域がテレピア指定を受け、当初は住民行政情報システムによるFAXでの情報提供を行っていたが、平成11年の計画変更により、テレピア計画に南九州ケーブルテレビネット(株)によるコミュニティ情報システムや高度映像情報システム等による情報提供が加わった。					国分市に同じ	
構成市町	国分市・隼人町					国分市に同じ	
事務の内容	連絡会総会、全国・九州沖縄ブロックテレピア促進協議会の総会・セミナー等への参加。					国分市に同じ	
事務局	隼人町					国分市に同じ	
負担金	平成15年度の国分隼人地域テレピア連絡会への国分市の負担金は、150,000円。					国分市に同じ	
民放テレビ難視聴解消事業	該当なし	該当なし	該当なし		該当なし	該当なし	該当なし
目的				民放テレビ放送が1波も良好に受信できない地域を解消するために民放テレビ放送中継施設(中継局)又はテレビ放送共同受信施設の整備に係る経費について補助を受け、民放テレビ難視聴地域の解消を図る。			
負担金				県補助・受益者分担金			

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-27-② その他事業【企画関係事業】	関 係 項 目	新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業
調整の内容	6 ケーブルテレビ事業については、溝辺町で実施している事業は、新市に引き継ぎ、平成19年度までは現行のとおり運営する。なお、平成20年度以降の運営方法については、新市において調整する。ケーブルテレビ未整備地域については、財政状況等を勘案しながら新市において調整する。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業	該当なし		該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
事業の目的		住民の多様なニーズに対応するため、生活情報提供システムを構築し、住民生活の利便性の向上を図る。		本町下中津川地域に造成が計画・一部実施されている大和ハウス工業株式会社の「ロイヤルティ霧島妙見台」の難視聴解消を図るために設置する有線テレビジョン施設である。			
事業の内容	(民間事業者) ※南九州ケーブルテレビネット株式会社(MCT)によりケーブルテレビとインターネットのサービスが提供されている。 (国分市と隼人町も出資する第3セクター) サービスエリアは国分市と隼人町の一部。 ・世帯カバー率 国分市94.79% 隼人町89.36%	(溝辺町直営) ・光ファイバと同軸ケーブルを利用した光同軸ハイブリッド網によるケーブルテレビ網(以下、CATC網)を整備。自主放送番組を通じて映像と音声による行政連絡、地域情報を住民に提供する。 ・CATV網を活用したインターネットのブロードバンド化。 ・CATVによるテレビ難視聴地域の解消。 地域内電話システム 気象情報システム 在宅福祉システム など		(民間事業者) ・南九州ケーブルテレビネット株式会社によるサービス提供。 ・光ファイバと同軸ケーブルを利用した光同軸ハイブリッド網によるケーブルテレビ網(以下、CATC網)を整備。 ・CATV網を活用したインターネットのブロードバンド化。 ・CATVによるテレビ難視聴地域の解消。 ・施設設備費相当額を大和ハウス工業株式会社が南九州ケーブルテレビネット株式会社に負担金として支出		※国分市に同じ	
維持管理(町費)		維持管理費は年間1500万程度					

始良中央地区合併協議会の調整内容

協定項目	25-27-② その他事業【企画関係事業】	関係項目	参考資料（関係法令抜粋）
------	-----------------------	------	--------------

地方自治法

第1編 総 則

第2条

4 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

過疎地域自立促進特別措置法

第二章 過疎地域自立促進計画

（過疎地域自立促進方針）

第五条 都道府県は、当該都道府県における過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域自立促進方針（以下「自立促進方針」という。）を定めるものとする。

2 自立促進方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 過疎地域の自立促進に関する基本的な事項
- 二 過疎地域における農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
- 三 過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡する交通通信体系の整備、過疎地域における情報化並びに地域間交流の促進に関する事項
- 四 過疎地域における生活環境の整備に関する事項
- 五 過疎地域における高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
- 六 過疎地域における医療の確保に関する事項
- 七 過疎地域における教育の振興に関する事項
- 八 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項
- 九 過疎地域における集落の整備に関する事項

3 都道府県は、自立促進方針を作成するに当たっては、過疎地域を広域的な経済社会生活圏の整備の体系に組み入れるよう配慮しなければならない。

4 都道府県は、自立促進方針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。

（過疎地域自立促進市町村計画）

第六条 過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）を定めなければならない。この場合において、当該市町村は、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

2 市町村計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 地域の自立促進の基本的方針に関する事項
- 二 農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
- 三 交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進に関する事項
- 四 生活環境の整備に関する事項
- 五 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
- 六 医療の確保に関する事項
- 七 教育の振興に関する事項
- 八 地域文化の振興等に関する事項
- 九 集落の整備に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、地域の自立促進に関し市町村が必要と認める事項

3 市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれるとともに、当該市町村の建設に関する基本構想又は広域的な経済社会生活圏の整備の計

4 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めたときは、直ちに、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣にこれを提出しなければならない。

5 総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があった場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければ

6 第一項及び前二項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

協定項目	25-27-② その他事業【企画関係事業】	関係項目	参考資料（関係法令抜粋）
------	-----------------------	------	--------------

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

（目的）

第一条

この法律は、辺地を包括する市町村について、当分の間、当該辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的とする。

（定義）

第二条

この法律において「辺地」とは、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活水準が著しく低い山間地、離島その他のへんびな地域で、住民の数その他について政令で定める要件に該当しているものをいう。

2 この法律において「公共的施設」とは、次に掲げる施設で、辺地とその他の地域との間における住民の生活水準の著しい格差の是正を図るため最低限必要なものをいう。

一 電灯用電気供給施設

二 道路及び渡船施設

三 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の児童又は生徒の通学を容易にするための自動車、渡船施設又は寄宿舎

四 診療施設

五 飲用水供給施設

六 前号各号に掲げるもののほか、政令で定める施設

（総合整備計画の策定等）

第三条

この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定め、これを自治大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市町村は、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならない。

2 総合整備計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 整備を必要とする辺地の事情

二 整備を必要とする公共的施設

三 整備の方法

四 整備に要する経費と財源内訳

五 前各号に掲げるもののほか、自治省令で定める事項

3 都道府県知事は、第一項の規程により市町村が自治大臣に提出する総合性美形各に関し、当該都道府県が当該市町村に協力して講じようとする措置の計画を定め、これを自治大臣に提出するものとする。

4 自治大臣は、第一項の規程により総合整備計画の提出があつた場合においては、ただちに、その旨を当該総合整備計画について関係がある各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項の各省各庁の長をいう。）（以下「関係各省各庁の長」という。）に通知しなければならない。この場合において関係各省各庁の長は、当該総合整備計画についてその意見を自治大臣に申し出ることができる。

5 前4項の規程は、第1項の規程により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

川薩地区法定合併協議会（鹿児島県）

1 総合計画策定について

(1) 総合計画「基本構想」については、旧市町村の総合計画を考慮した新市まちづくり計画における「まちづくりの基本方針」の承継を図り、新市に移行後、速やかに策定する。

(2) 総合計画「基本計画」については、新市まちづくり計画に基づき策定する。この策定までの間は、新市まちづくり計画基本計画により行政運営を行う。なお、「基本計画」策定に当たり、各地区コミュニティ協議会の地区振興計画を参考にする。

(3) 総合計画「実施計画」（3ヶ年計画）については、新市まちづくり計画を基に暫定的な計画を新市に移行後、速やかに策定する。

2 定住促進に関することについて、新市に移行後、速やかに調整する。

日置合併協議会（鹿児島県）

(1) 総合振興計画については、新市において策定する。

(3) 定住促進については、合併までに各町の現行の制度で発生した権利・義務は新市に引き継ぐものとし、現行の各町の制度は引き継がない。新市において、新しい助成制度を策定する。

宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会（愛媛県）

1 総合計画については、合併時に旧市町の総合計画及び新市建設計画との整合性を図りながら新たな計画を策定する。

旭市・海上町・飯岡町・干潟町合併協議会（千葉県）

1 総合計画については、合併後に各市町の現計画及び新市建設計画との整合性を図りながら新たな計画を策定する。

平成16年度始良中央地区合併協議会 事務事業一元化及び新市例規策定業務 作業スケジュール(案)

項 目	(13ヶ月目)			(14ヶ月目)			(15ヶ月目)			(16ヶ月目)			(17ヶ月目)			(18ヶ月目)			(19ヶ月目)			(20ヶ月目)			(21ヶ月目)			(22ヶ月目)			(23ヶ月目)			(24ヶ月目)								
	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月								
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬									
《事務事業一元化業務》	①	協議会への提案資料作成・協定項目の協議6/24日まで																																								
	②	承認された調整方針(合併までに調整する)に基づく具体的調整																																								
	③	住民に密接な関係がある項目の整理																																								
		④ 住民説明会用資料作成																																								
	⑤	平成17年度予算にリンクするもの																																								
	⑥	例規原案にリンクするもの																																								
《財政業務》	⑦	財政シミュレーション・予算編成作業																																								
《事務作業の統一・確認業務》	⑩	事務の統一・確認																																								
《新市例規策定業務》	⑪	例規原案の作成																																								
	⑫	例規原案の審査																																								
《電算システム統合業務》		一次ヒアリング						二次ヒアリング						改造仕様承認						カスタマイズ内容の検証・承認						職員操作研修																
		移行用データ準備						同定方法打ち合わせ						機 器						同定・統合検証						データ移行																
								移行データQ&A回答																		移行結果検証																
														入力データの台帳等整理						入力データの検証承認						本番稼動リハーサル																
		ネットワーク構築						ネットワーク仕様検討						仕様確定						ネットワーク設計・設定						ネットワークテスト																
																																クライアント順次設置										
																																					ネットワーク運用テスト					
協 議 会	4/8	4/21		5/13	5/27	6/10	6/24		7/22	8/19		9/24	10/28	11/25		12/24	1/27																									
幹 事 会	4/2	4/15		5/6	5/20	6/3	6/17	7/1	7/15	8/5	8/26	9/2	9/16	10/7	10/21	11/4	11/18	12/2	12/16	1/6	1/20																					
事 務 局																																										
専門部会																																										
分 科 会																																										